



黒川郡大衡村大瓜字宮沢四四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮沢四四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大衡村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十四号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字管の浜六七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十五号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市宮戸字鹿島一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二（次の図に示す部分に限る。）、字神ノ前二九の二

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市宮戸字菖蒲田九の一・九の二・三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字横田三七の二、三八、字仙堂山六の一（次の図に示す部分に限る。）、字神ノ前一四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安施設地区の指定をする予定である旨、平成三十年四月二十日付け森整第七百八十五号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を山元町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号まで、標柱八号から標柱一一号まで、標柱一五号から標柱一七号まで、標柱一九号から標柱二二号まで、標柱一八号、標柱一二号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二三号から標柱

三〇号まで、標柱三四号から標柱三六号まで、標柱三二号、標柱三三号を順次結んだ線及び標柱二三号と標柱三三号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三七号から標柱四一号までを順次結んだ線及び標柱三七号と標柱四一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりにする。）

二 所在が不明である者の住所氏名

巨理郡山元町坂元字中浜四九番地 安藤 栄四郎

巨理郡山元町坂元字中浜一四番地 齋藤 浅治

巨理郡山元町坂元字中浜二七番地 齋藤 政吉

巨理郡山元町坂元字中浜二九番地 齋藤 利右工門

巨理郡山元町坂元字中浜四七番地 大石 甚五郎

巨理郡山元町坂元字中浜三〇番地 齋藤 林之助

巨理郡山元町坂元字中浜一の五一番地 齋藤 勇五郎

三 通知の内容

一の森林について、平成三十年四月二十日宮城県告示第四百六十四号で告示したとおり保安施設地区に指定する予定である。

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域を次のとおり変更した。

平成三十年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称

仙塩広域都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

仙台市宮城野区 蒲生字町及び中野字高松の各一部

塩竈市 芦畔町の一部

松島町 幡谷字新西品井沼の一部

2 都市計画区域から除外する土地の区域

大崎市 鹿島台大迫字下志田の一部

○宮城県告示第五百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

仙塩広域都市計画区域の全域

○宮城県告示第五百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに市街化区域を指定する土地の区域

塩竈市 芦畔町の一部

2 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

多賀城市 八幡一丁目及び八幡字一本柳の各一部

岩沼市 玉浦西一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の各全部

富谷市 明石字上向田、下向田、宮前、下折元及び祭田の各一部

大衡村 ときわ台南の一部